

徳島県告示第三百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人敬愛会	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂五番地	訪問看護ステーションこはる常三島	徳島市助任橋四丁目一三の三	介護予防訪問看護	令和五年七月一日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町一番地一	セントケア訪問看護ステーション吉野川	吉野川市川島町三ツ島字北新田四八二 玉水倉庫一階	同	同